

沖縄県宮古保健所 犬舎管理・抑留捕獲等業務委託 企画提案募集要項

1 目的

本業務は、沖縄県宮古保健所の犬舎の衛生及び維持管理、収容動物の飼養管理及び馴化、野良犬等の抑留捕獲等の業務を行うものである。

これらの業務を円滑に行うためには、当該業務に係る知識、経験、特殊な技能・技術が必要であることから、企画提案を公募し、最も優れた提案を行った事業者を委託先の候補者として選定する。

2 業務の内容

別添「沖縄県宮古保健所 犬舎管理・抑留捕獲等業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

3 委託期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日まで

4 事業予算上限額

業務委託料は、上限額 3,350,000 円（消費税および地方消費税を含む）とする。

※企画提案のため提示する参考金額であり、実際の契約額とは異なる場合がある。

5 企画提案者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 以下の運営体制をすべて満たす者であること。
 - ア 宮古島内に主たる事業所を有すること。
 - イ 宮古保健所に収容する動物の管理を毎日行えること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 県税、国税および地方税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動および政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を、推薦、支持および反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険および厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 法人においては、すべての役員が、精神の機能の障害により、役員の職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと。
- (10) 法人においては、すべての役員が、破産者で復権を得ないものではないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行うものでないこと。

(12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。

ウ すべての構成員が上記の参加資格(3)から(11)を満たし、いずれかの構成員により(2)の要件を満たしていること。

エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として、または単独で、本件に応募していないこと。

(13) 守秘義務を遵守できること。

6 応募手続き

(1) 企画提案募集要項の公開

公開期間：令和6年4月11日(木)から令和6年4月26日(金)

公開場所：沖縄県ホームページ

※紙による配布は行わない。

(2) 企画提案書等の提出

提出期限：令和6年4月26日(金) 16:00必着

提出場所：沖縄県宮古保健所 生活環境班(沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地)

提出物：「7 企画提案書等の提出」に定める全ての書類

提出方法：郵送または持参

※郵送の場合は簡易書留によること。

※持参の場合は、受付時間は、閉庁日を除く9時~12時、13時~16時までとする。

(4) 一次審査 書類審査

(5) 二次審査 企画審査(プレゼンテーション形式)

日時：令和6年5月上旬~中旬予定

場所：沖縄県宮古保健所 大会議室

※詳細な日時は、応募者あて事前に電子メールで連絡する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部(正本1部、副本5部)提出すること(副本はコピーで可)。

※原則として日本工業規格A4版とすること。

ア 参加申請書(第1号様式)

イ 企業概要(第2号様式) ※個人の場合は不要

ウ 履歴事項全部証明書(過去3ヶ月以内に発行されたもの)

※法人の場合に提出

エ 誓約書(第3号様式)

オ 費用見積書(第4号様式)

カ 企画提案書（第5～7号様式）

(2) 企画提案書の内容

仕様書を参照し、次の項目を必須とすること。

ア 業務の基本方針

①業務に対する基本的な考え方

②業務で重要と考えることおよび重視するポイント

イ 業務の実施方法

仕様書に記載された業務内容の具体的な実施方法を記載すること。

※特に次の項目は詳細に記載すること

①野犬および徘徊犬の捕獲に関すること。

②犬舎の衛生管理・維持管理に関すること。

③収容動物の馴化に関すること。

ウ 特別テーマ「収容動物の譲渡促進に向けた試み」

※受託後すぐに着手可能なことだけに限らず、将来的に実施可能となる見込みがあることも可とする。

(3) 提出された書類については、返却しない。

(4) 応募にかかる経費は、すべて応募者の負担とする。

(5) 言語および通貨：使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

8 質問の受付および連絡先

質問事項がある場合は、質問書（第8号様式）に記入し、以下の連絡先あてFAXまたは電子メールにより提出すること。

※提出後は、必ず電話で到達確認を行って下さい。到達確認が無く、期限までに到達しなかったご質問については、回答しない場合があります。

受付期限 令和6年4月19日（金）16：00必着

質問の回答 回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年4月23日（火）までに、随時、沖縄県宮古保健所のホームページに掲載する。

連絡先 沖縄県宮古保健所（担当：下地、岡野）

〒906-0007 沖縄県宮古島市字東仲宗根 476 番地

T E L 0980-72-3501 / F A X 0980-72-8446

電子メールアドレス xx090260@pref.okinawa.lg.jp

9 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査として、沖縄県宮古保健所で書類審査を行い、応募資格要件等への適合を確認する。

イ 二次審査として、企画提案プレゼンテーションを行い、審査の結果、総合得点が最も高い者を委託先候補者とする。

ウ 二次審査は審査委員会が非公開で行い、原則として審査経過等に関する問い合わせには応じない。

エ 企画提案応募申請者が1者の場合でも、審査委員会において審査を行う。この場合、各委員の評価点合計点数が51点以上でなければ、落選とする。

(2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、次のとおりとする。

ア プレゼンテーションは、令和6年5月上旬～中旬に実施する予定である。

イ プレゼンテーションの出席者は、説明者を含め3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの時間は、1事業者 40分以内とする。(準備5分、説明15分、質疑応答15分、片付け5分) ※ プロジェクター等が必要な場合は事前に相談すること。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。ただし状況によっては、実際に犬舎で収容動物の取扱い(保定)を披露してもらい、その手技を確認する場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査対象者に個別に通知する。

(3) 評価項目

二次審査の評価項目は次のとおり

項目	評価方法	評価点
1 業務の基本方針	事業の主旨、目的を十分に理解しているか	15
2 業務の実施方法	①野犬および徘徊犬の捕獲に関すること。 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか	15
	② 犬舎の維持管理に関すること。 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか	15
	③ 収容動物の馴化に関すること。 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか	15
	④ ①～③以外の業務 ・事業の目的に合致しているか	15
3 特別テーマ	実現性があり効果の見込める提案になっているか	15
4 費用	費用見積額などが事業内容にあったものであるか	10
	合計	100

10 契約の締結

(1) 県は、審査の結果、委託先候補者として選定された者と事業内容について協議を行い、改めて見積書を徴収し、随意契約により業務委託契約を締結する。契約の内容については、別添「契約書(案)」を参照のこと。

- (2) 委託先候補者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととする。
- (3) 契約保証金は委託金額の100分の10以上とし、契約締結前に納付しなければならない。契約を履行し、検査に合格した後、契約保証金は全額返還される。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部が免除される。
 - ア 受託者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 受託者が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約締結に伴う諸費用は、委託先候補者の負担とする。

11 その他

- (1) 提出された書類については、沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号）に基づく開示請求があった場合、公開することにより当該法人等の権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する。
- (2) 本契約は「沖縄県随意契約ガイドライン」の規定に基づく公表対象随意契約であるため、「契約の相手方」、「契約金額」などを公表する。